

議案第 15 号

世田谷区子どもの人権擁護委員の委嘱

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 12 日

(提出者)
世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区子どもの人権擁護委員の任期満了に伴い、次期委員を委嘱するため、世田谷区子ども条例第 15 条の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区子どもの人権擁護委員の委嘱

1 委嘱対象者

氏 名	職 歴（令和 6 年 3 月 1 日現在）
ひらお きよし 平尾 潔 [再任]	弁護士（第二東京弁護士会） 日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事 第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会委員 第二東京弁護士会全校型いじめ問題プロジェクトチームメンバー NPO法人こうとう親子センター理事 練馬区スクールロイヤー

2 任期

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

【参考】

太田由加里委員及び安部芳絵委員の任期は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで。

世田谷区子ども条例（一部抜粋）

第3章 子どもの人権擁護

（世田谷区子どもの人権擁護委員の設置）

第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。

- 2 擁護委員は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。
- 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

（擁護委員の仕事）

第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。

- （1）子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- （2）子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- （3）子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- （4）子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- （5）子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- （6）子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- （7）活動の報告をし、その内容を公表すること。
- （8）子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

（擁護委員の務めなど）

第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

- 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。
- 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。